



就学時健康診断の日程をお知らせします

来春の小学校入学予定児童（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）の健康診断を実施します。対象児童の保護者にはご案内を発送しますので、必ず受診してください。

なお、実施日に受診できない場合は、学校教育課へご連絡ください。



▲視力検査のようす

◎日程

学校名	実施日	受付時間
本山小学校	10月7日(木)	12:40～13:00
赤崎小学校	10月14日(木)	12:40～13:00
出合小学校	10月20日(水)	13:40～14:00
高千帆小学校	10月21日(木)	12:40～13:00
埴生小学校	10月27日(水)	13:00～13:20
有帆小学校	10月28日(木)	12:40～13:00
高泊小学校	11月4日(木)	12:40～13:00
厚狭小学校	11月10日(水)	13:00～13:20
津布田小学校	11月17日(水)	13:00～13:20
小野田小学校	11月18日(木)	12:40～13:00
厚陽小学校	11月24日(水)	13:00～13:20
須恵小学校	11月25日(木)	12:40～13:00

〈問い合わせ先〉 学校教育課 (☎ 82・1202)



消費生活相談窓口からのお知らせ

◎消費生活相談事例をご紹介します

＜相談＞

「市役所から来たと言われて・・・？」

先日、一人暮らしの母の家に「市役所から来た」と訪問があり、火災報知機を強引に取り付けられ、5万円支払った。手書きの領収書には業者名や電話番号の記載もない。金額が高いし、公的機関名を利用してだます手口は許せない。

＜対応＞

市が火災報知機の訪問販売を行うことはありません。通常、不意に来た業者の行う訪問販売においてはクーリングオフ制度を利用することができますが、今回の相談では業者名や連絡先がわからないため、制度を利用して返金してもらうことは困難です。

ワンポイント講座

今回の事例のように「呼びもしていないのに突然家に来た業者」の行う訪問販売には、契約書が交付されてから8日間はクーリングオフ制度を利用し、解約することができます。また、期間が過ぎても、勧誘時にうその説明をされたり、強引に契約させられたりした場合は、契約の取消しができる場合があります。火災報知機は、ホームセンターなどでも安価で販売されており、自分で取り付けることもできます。安易に契約をせずに家族や知人に相談し、契約は慎重に行いましょう。

〈問い合わせ先〉 消費生活相談窓口（生活安全課内 ☎ 82・1133）